

FIGARO
高性能 & 簡単測定
アルコール検知器
アルコール検知器協定会社認定品
FUGOsmart
FALC21
ファイガロ技研 株式会社
0120-25-1175 (9時-17時)

Japan Trucking Association
JTA 広報 **とらつく**
since 1953

毎月1日・15日発行
6月15日号
発行所 公益社団法人 全日本トラック協会
〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5
全日本トラック協会館
☎ (03) 3354-1029 (総務部広報室)
https://jta.or.jp

○ホップ(平成30年 議員立法) 荷主対策・標準的運賃

○ステップ(令和6年内 閣法) 荷主に対する規制措置

○ジャンプ(令和7年 議員立法) 更新制・適正原価の導入



第210回理事会であいさつする坂本会長

あいつつを行ったほか、国交省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、中小企業庁、資源エネルギー庁の担当者が省庁あいさつを行った(詳細2面)。

議事では、①会員の代表者の変更および入退会案、②令和6年度事業報告書(案)、③令和6年度計算書(貸借対照表(案)、正味財産増減計算書(案)および収支計算書(案))等、④定款の変更(案)、⑤第102回通常総会の招集(案)などについて原案通り承認。事業報告書については第102回通常総会で報告されることも、計算書類等については同通常総会に上程される。

りとした魂を入れたかかげればならない。そのために、皆様方のご意見をぜひお寄せいただきたいと考えている。

改正事業法においては、①トラック運送事業の許可については、年ごとの更新制を導入する。②国土交通大臣が定める「適正原価」を下回る運賃・料金の制限、③再委託の回数を2回以内に制限するよう努力義務化、④違法な「白トラ」の利用を禁止し(罰則付)、荷主等に対しては是正指導も実施。⑤適正原価の設定に伴い、これまでの「標準的運賃」については廃止となるが、標準的運賃の考え方が形もなくなるといっていいわけではない。真面目に事業に取り組んでおられる事業者の皆様には、適正原価の收受を通じて、ドライバーの賃金アップや労働条件改善に繋がっていただきたい。

改正事業法と新法を効果的にあるものとし、業界の健全化を実現させるためには、まさにこれからの業界の存続をかけた勝負時であるといえよう。全国の会員事業者が思いをひとつにし、真面目な事業者が報われる業界にしていきたいと考えている。

坂本会長あいさつ(要旨)

改正事業法と新法が、5月27日の衆議院本会議に続き、昨日(6月4日)の参議院本会議において賛成多数により可決・成立した。エッセンシャルワーカーとして強い誇りを

理事では冒頭、坂本会長が改正事業法について言及。「真面目に事業に取り組んでおられる事業者の皆様には、適正原価の收受を通じて、ドライバーの賃金アップや労働条件改善に繋がっていただきたい」

い」と述べた(詳細別掲)。

坂本会長のあいさつに続き、国土交通省の鶴田浩久物流・自動車局長と橋本雅道道路局・官房審議官と橋本雅道道路局の亀井明紀事務総局経済取引局取引部企業取引課長が来賓



坂本 克己 全ト協会長

「第210回理事会を開催」

全日本トラック協会は6月5日、東京都港区の第1ホテル東京で第210回理事会を開催し、6月26日に開催される第102回通常総会への上程議案を承認した。

理事会では坂本克己会長があいさつに立ち、6月4日に開催された参議院本会議において可決・成立した「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」と「貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整

第210回理事会を開催

備等の推進に関する法律」に関し、成立にに向けた会員事業者の並な努力に力をつけて謝辞を述べた上で、「改正事業法と新法を効果的にあるものとし、業界の健全化を実現させるためには、まさにこれからの勝負時である」と、全国の会員事業者に対してさらなる奮起を促した。

「カスハラ撲滅」「ドライバーの社会的評価向上」に全力で取り組む



松田直樹委員長(滋賀県ト協会長)から提言を受け取る坂本会長(6月5日、第一ホテル東京)

「ドライバーの社会的評価の向上に係る検討委員会」提言

松田委員長から 坂本会長に手交

全日本トラック協会「ドライバーの社会的評価の向上に係る検討委員会」(委員長 松田直樹滋賀県トラック協会会長)が取りまとめた提言が、6月5日に開催された全ト協正副会長会議において、松田委員長から坂本克己全ト協会会長に手渡された。

近年、トラック運送業界においても、顧客等からのひどい暴言、不当な要求、脅迫、暴行等の著しい迷惑行為(ハラスメント)が増加傾向にある中、ドライバーの安全と健康を守り、カスハラによる精神的被害を防ぐことを目的に、全ト協では坂本会長の諮問機関として同委員会を設置。令和6年12月3日に第1回検討会を開催して以降、これまで4回にわたって検討会を開催し、提言内容を検討してきた。

同提言では、カスハラについて、「荷主等からドライバーに対して、その業務に関して行われる著しい迷惑行為であつて、就業環境を害するもの」と定義した上で、「事業者は、カスハラをなくす方針を明確にし、トップ自ら内外に発信する」、「相談担当者や窓口を設置し、従業員に広く周知する」など、カスハラ対策の基本的な枠組みについて提言。併せて、ドライバーの社会的評価の向上に係る取り組みについても言及。事業者が取り組むべき事項として、「ドライバーの売上高以外の指標で評価する賃金体系の構築」、「安全教育やマナー研修を行い、ドライバーの意識向上を図ること」などを掲げた(詳細2面)。

東海電子株式会社 無料セミナー・展示会情報

WEBセミナー 物流業界必見!
知らなかったでは済まされない!
6/17 13:30-14:30
2026年 物流下請法改正と「元請・荷主」対応の実務戦略
物流法務ストラテジス / 行政書士 橋本 浩一

WEBセミナー 運行管理者様必見!
まもなく実施!
6/20 10:30-11:30 / 13:30-14:30
業務前自動点呼で「安全」と「効率」を手に入れる
法的要件と最新の自動点呼機器の紹介
1日で自動点呼のすべてを詳しく解説します!

WEBセミナー 運送業界 必須!
物価高の今!
6/24 13:30-14:30
助成金 補助金 最大活用術

この他にも全国各地で自動点呼実機体験会を開催中!
詳しくは公式HPをご覧ください!
https://www.tokai-denshi.co.jp/seminar

東海電子 セミナー https://www.tokai-denshi.co.jp

トラックシート製造・販売

国産生地を一級帆布技能士が縫製
高品質・低価格でご提供します。
在庫限りは以下の金額で販売しています。
例. 5号帆布 ni単価1,650円(税別)~

トラックシート販売専用HP
トラックシート本舗 検索

製造・販売 創業1910年 株式会社ニシイテント
TEL: 06-6582-2971 FAX: 06-6583-3178
https://truck-sheet.com/

御社の基幹システムへのご構想、実現に向け、お聞かせください。

運輸業 経営管理 システム

39th Anniversary おかげさまで39周年

TSC 東和サン ソフトウェア株式会社
http://www.towasan-soft.co.jp
TEL: 03-3818-1541

全ト協 第210回理事会 (1面に関連)

来賓あいさつ(要旨)

鶴田 浩久

国土交通省
物流・自動車局長



昨日(6月4日)、「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」と「貨物自動車運送事業の適正化のための体制整備等に関する法律」が成立しました。業界の適正化とドライバーの賃上げの実現に向けて、改正事業法と新法の成立は非常に意義深いものがあります。

橋本 雅道

国土交通省
道路局官房審議官



昨年4月より、「物流の2024年問題」に直面する中で、各現場で輸送を確保し、生産性向上を目指す様々な努力をされていると認識しております。道路行政としても、必要対策を行ってまいりたいと考えています。

亀井 明紀

公正取引委員会
事務総局 経済取引局
取引部 企業取引課長



「中小委託取引適正化法(下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律)」が、5月16日の参議院本会議で可決・成立しました(施行期日…令和8年1月1日)。

「物流Gメン」の活動や、早期成立が実現できたのも、坂本会長の強いリーダーシップと、全国の会員事業者の皆様方のご尽力の賜物だと考えております。

坂本会長からは、「これから仏に魂を入れていこう」というお話があり、「改正事業法と新法の施行を通じてトラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上を図るため、国土交通省としても、業界の皆様方のご協力をお願いするとともに、ご意見も頂戴したいと考えています。」

「酒」については、今年3月に東海環状自動車道のいなべインターチェンジ(IC)と大安IC間、4月には山県ICと本巣IC間が開通しました。また、今年夏頃には、本巣ICと大野神戸IC間の開通が予定されています。また、「暫定2車線区間の4車線化」では、今年3月に圏央道の幸手ICと五霞ICの4車線化が完了したの続き、6月には東九州自動車道の単車道路の4車線化が完了する予定です。

サビエリア・パークングエリアでは、駐車マスを拡充のほか、立体構

造化等の様々な手法を活用した駐車容量の最大化など、確実な駐車確保の提供に取り組んでいきます。

高速道路料金の深夜割引については、先般のNEXCO中国日本管内におけるETCシステム障害を踏まえ、高速道路会社において工程を精査しているところだ。

こうした道路関係の諸課題の解決に向けて、しっかりと取り組んでいきますので、なお一層のご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会および中小企業庁長官におよび、事業所管庁の事務大臣を追加することにより、面的執行の強化を図ります。

公正取引委員会では、取引の適正化と価格転嫁の促進に向けて、同法がしっかりと機能していくよう、徹底して取り組んでいきたいと考えています。

各省市あいさつ(要旨)

三輪田 優子

国土交通省
物流・自動車局長



この度議員立法で成立した改正事業法・新法に關しては、多くの国会議員の先生方からも、また霞ヶ関の関係省庁の方々

村野 伸介

厚生労働省
労働基準局 監督課長



適用がありました。厚労省では周知啓発に努めるとともに、長時間の荷待ち解消に向けた荷主への要請、また国土交通省「トラック・物流Gメン」と連携した荷主対策など、取引慣行改善に向けた取り組みを継続的に実施してまいります。

平林 孝之

経済産業省
商務情報政策局
商務・サビエリア
消費・流通政策課長
兼 物流企画室長



物流企画室は、今回改正法をはじめとする物流の諸課題についてしっかりと対応してまいりたいと考えています。国土交通省、農林水産省および

鮫島 大幸

中小企業庁
事業環境部 取引課長



中小企業庁は取引適正化、特に荷主業界の適正化のために「自主行動計画」を策定しております。このほど改正された中小受託取引適正化法(旧下請法)の内容を反映させた自主行動計画の策定・適正化に取り組む、荷主への価格転嫁、

からも、「ものすごい法律だ。こうした法律が議員立法で成立したというのには、本当に驚きだ」と受け止められており、改正事業法・新法が早期成立できたのは実に大変な偉業であると感じています。

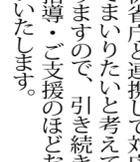
外からも、今回の法案を先行事例として見習って、自分たちも業界の健全化の実現に向けて取り組みたいという声も聞かれます。

と連携し、業界が抱える生労働省では周知啓発に努めるとともに、長時間の荷待ち解消に向けた荷主への要請、また国土交通省「トラック・物流Gメン」と連携した荷主対策など、取引慣行改善に向けた取り組みを継続的に実施してまいります。

また、今年度は国交省係省庁と連携して対応してまいりたいと考えておりますので、引き続きご指導・ご支援のほどお願いいたします。

原田 達

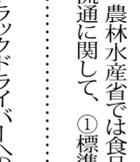
農林水産省
大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課長



現場、食品の製造、卸流通の各関係者、関係省庁と連携し、トラック運送事業者ならびにドライバーの皆様の負担軽減を通じて、より効率的な食品流通の実現に努めてまいります。

永井 岳彦

資源エネルギー庁
燃料供給基盤整備課長



トラックドライバーへの賃上げ原資確保に努めたいと考えております。

神奈川県で発生した軽油販売6社によるカルテルについては、我々としても大変遺憾であり、公正取引委員会と一緒になって石油業界のコンプライアンス確保に取り組んでまいります。

軽油については、5月22日からガソリンと同額となる1リットル当たり10円の定額補助を適用してまいります。その上で、さらに本

新制度の導入、適正原価を確保し、委託手数料の制限、違法な白トラに係る取締りが主な内容で、これを担保するために体制を整備しようというものが新法になりま

全日本トラック事業政治連盟 来賓あいさつ(要旨)

(令和7年6月5日開催・第一ホテル東京)

鈴木 俊一

自由民主党総務会長



物流はなんとして認識をしていくべきか。これからの時代、皆様方と共に大切なトラック運送事業が、より前に進むよう、自民党として全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えています。

斉藤 鉄夫
公明党代表



平成30年に議員立法により成立した、「第1次改正法」といえる、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(新法)というべき改正法(6月4日)の事業法の一部改正、これらはいずれも、効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(新法)として、第2次改正法として昨年(6月4日)の内閣法として成立した物流効率化法(流通業務の総合化及び

加藤 勝信

自民党トラック輸送振興議員連盟会長



自民党トラック輸送振興議員連盟より、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの皆様への処遇を改善し、法を改正させることができました。トラック運送業界を取り巻く環境は非常に厳しいものがあり、現段階ではまだ成立しただけであり、施行はこれからです。改正法の有効性を高め、具体的な成果が得られるよう、自民党トラック輸送振興議員連盟として精一杯取り組んでまいります。

赤羽 一嘉
公明党トラック議員懇話会会長



昨日(6月4日)は、公正事業法と新法の成立したことで、5年度議員立法として昨年の内閣法として成立した改正物流法と続きます。また、「エッセンシャルワーカー」であるドライバーが、先頭を走り、我々身を取り組まなければならない所存です。

「ドライバーの社会的評価の向上に係る検討委員会」提言概要報告(全文) (1面に関連)

○ドライバーの社会的評価の向上に係る検討委員会の概要
この検討委員会は、ドライバーをカスタマー・ハラスメント(以下「カスハラ」)から守り、社会的評価の向上につながる対策を講じていくため、坂本会長の諮問機関として設置されました。

検討委員会には、国土交通省物流通事業課をはじめ関係省庁からもご出席いただき、カスハラ事例を整理するとともに、事業者がドライバーをカスハラから守るための取組や社会的評価の向上に係る取組を検討し、提言として取りまとめました。本日、坂本会長に答申し、今後、提言内容の具体化に取り組んでまいります。

○ドライバーの社会的評価の向上に係る提言

- カスハラの実態について
荷主等からドライバーに対し、その業務に関与して行われる著しい迷惑行為(精神的・身体的・性的な加害行為又は正当な理由がない過度な要求その他の不当な行為)であって、就業環境を害するもの。
- カスハラ事例について
宅配や引越など一般消費者を対象とした場面だけでなく、企業間輸送における現場でのハラスメントの事例も多く見られた。
- カスハラの実態について
各事業者が、カスハラの実態を参考として、予めカスハラの実態を把握し、社内での考え方や対応方針を現場と共有しておくことが重要である。
- カスハラ対策の基本的な枠組みについて
(1)カスハラを想定した事前の準備
・事業者は、カスハラをなくす方針を明確にし、トップ自ら内外に発信することが必要である。また、運送契約等にハラスメント防止条項を盛り込むことが有効な対策と考えられる。
・事業者は、相談窓口や窓口を設置し、従業員に広く周知することが重要である。また、都道府県トラック協会は、事業者が相談できる窓口を設置する必要がある。
・事業者は、従業員がカスハラ被害に遭遇できるよう、基本方針、対応手順、荷主等への接し方を含む研修を実施することが重要である。
(2)カスハラが実際に起こった際の対応
・事業者は、事実関係の正確な確認を行い、予め定めた対応方法・手順に従い、問題の解決に向けて対応する。ドライバーがカスハラ被害を受けた場合、速やかに現場での安全確保と精神面への配慮を行う必要がある。
・事業者は、カスハラ事例の共有、注意喚起等による接客態度の改善を通じて、再発防止を図る。
- ドライバーの社会的評価の向上に係る取組について
(1)事業者が取り組むべき事項について
・ドライバーの仕事に取り組む姿勢や仕事の質を評価するなど、売上高以外の指標で評価する賃金体系を構築することが重要である。
・ドライバーに対して、安全教育やマナー研修を行い、ドライバーの意識向上を図ることが求められる。
(2)周知・徹底に係るトラック協会の取組
・様々な媒体を通じて、ドライバーが「くらしと経済を支える物流の重要な担い手」であることを行政や都道府県トラック協会と連携して広くPRを展開する。
・カスハラに係るトラック運送業界独自のガイドラインを作成するとともに、荷主と事業者に対して広く周知することができるよう、リーフレットやポスター及び研修ビデオなどを作成し、周知を図っていく。

以上が提言の概要で、令和7年度も引き続き本検討委員会を開催し、カスハラ撲滅、ドライバーの社会的評価の向上につながる対策に取り組んでまいります。

図1 引越事業者優良認定制度の概要

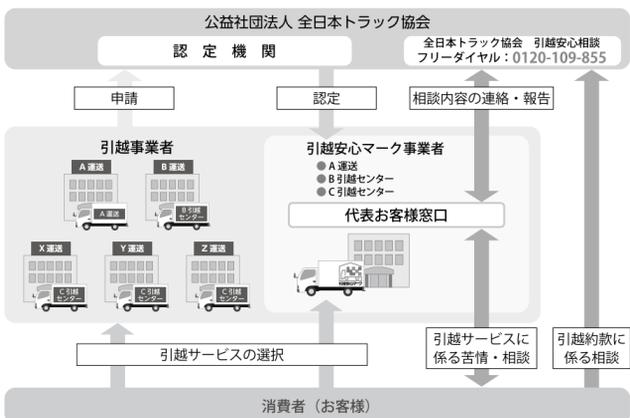


図2 申請区分

引越事業者が、正式な会社名を「引越サービス名称」として宣伝している場合
例：「株式会社A運送」が「株式会社A運送」の名称で宣伝している場合

引越サービス名称	株式会社A運送
申請者	株式会社A運送
申請書類の提出	株式会社A運送の本社が、引越に関わる全ての事業所・営業店を取りまとめて提出

引越事業者が、正式な会社名とは別の「引越サービス名称」を使い、宣伝している場合
例：「株式会社B運送」が「B引越センター」の名称で宣伝している場合

引越サービス名称	B引越センター
申請者	株式会社B運送
申請書類の提出	株式会社B運送の本社が、「B引越センター」の引越に関わる全ての事業所・営業店を取りまとめて提出

複数の引越事業者が集まって、同一の「引越サービス名称」を使い、宣伝している場合
例：「X運送」「Y運送」「Z運送」が「C引越センター」の名称で宣伝している場合

引越サービス名称	C引越センター
申請者	「X運送」「Y運送」「Z運送」の代表となる「X運送」
申請書類の提出	「X運送」が、「Y運送」「Z運送」の引越に関わる全ての事業所・営業店を取りまとめて提出

引越事業者は、事業者名のほかに「〇〇引越センター」などの「引越サービス名称」を使用する場合、一つの引越サービス名称につき複数の事業者が集まって引越を行う場合がある。消費者は、事業者名に限らず、「〇〇引越センター」などの「引越サービス名称」で引越事業者を選択するため、「引越事業者」または「引越サービス名称」を構成する共通の引越サービス名称を使用しているグループを一つの単位として取り扱い、事業者名に加え、「引越サービス名称」を使用する事業者

図3 引越を行う事業所の確認フローチャート



全日本トラック協会では7月14日「コンプライアンスの向上」③引越に（月）8月4日（月）の期間に、2025 における苦情対応やトラブルの防止（令和7）年度「引越事業者優良認定」を目的に、2014（平成26）年定制度（引越安心マーク）の申請に全協が創設し、令和6年12月を受け付ける。同制度は、消費者が引越事業者を所が「引越安心マーク事業者」として認定される。引越事業者が引越事業者として認定される。引越事業者が引越事業者として認定される。引越事業者が引越事業者として認定される。

図4 申請区分

申請受付期間・・・7月14日（月）～8月4日（月）

新規申請はHPから書式をダウンロード
更新申請は登録情報入り送付書類を使用

申請料・審査手数料

申請料	審査手数料
1～10事業所・営業店	3,000円
11～50事業所・営業店	10,000円
51事業所・営業店以上	30,000円

審査と審査結果の通知・発表について
12月中旬に審査結果を発表
認定の有効期間は3年間

審査について
全協では、申請書類の内容が申請資格や審査基準に合致しているかどうかを確認し、「引越事業者優良認定制度審査委員会」への諮問・答申を経て認定事業者を決定する。

審査結果の通知・発表
審査結果については、12月中旬頃、審査の可否を全ての申請者に郵送等で送付・通知する。

認定の有効期間
引越安心マーク認定の有効期間は、認定から3年間（2026年1月1日～2028年12月31日）とする。その後、3年ごと更新審査を行う（更新審査には認定された事業者には認定された「事

送付先・問い合わせ先
「引越安心マーク」申請書類作成 相談窓口
輸送事業部 引越安心マーク担当
メールアドレス：hikkoshi-ansin@jta.or.jp
電話番号：03-3354-1038
電話受付時間：9:30～12:00/13:00～17:00（土日祝除く）

申請料・審査手数料

申請料	審査手数料
1～10事業所・営業店	3,000円
11～50事業所・営業店	10,000円
51事業所・営業店以上	30,000円

主なスケジュール

申請準備
申請書類作成方法等の相談窓口：2025年5月19日（月）～8月4日（月）（申請書類）
新規申請：申請用紙は、全日本トラック協会のホームページよりダウンロードできます。
更新申請：申請用紙は、5月中旬に対象事業者に送付します。

申請受付
2025年7月14日（月）～8月4日（月） 当日消印有効
申請書類の送付方法や詳細は5ページをご覧ください。
来訪での受付は行いません。必ず送付（郵送等）してください。

申請料・審査手数料の請求
申請料・審査手数料の請求書を送付します。
期限内に振込をお願いします。
入金確認後、受理書を送付し審査を行います。

審査
12月上旬 審査委員会 開催予定
申請資格要件、審査基準に基づき審査を行います。

認定発表
12月中旬
審査結果の通知を送付（郵送等）します。
認定事業者には、認定証等を送付します。
認定事業者の情報を全日本トラック協会のホームページに掲載します。

環境基準適合ラベルは、架装物解体作業の容易化、再生資源の適正な処理を促進する
“環境にやさしい車体”であることを証明する車体工業会で制定したラベルです。

環境基準適合ラベル
ホワイトラベル
環境に配慮した3つの要件

新環境基準適合ラベル
ゴールドラベル
ホワイトラベルにさらに3つの要件を追加

適合要件
●3R（リデュース・リユース・リサイクル）判断基準ガイドラインの作成・活用
●製造者名、樹脂部品材料名の表示
●解体マニュアルの作成・公開

追加要件
+ 車体製品部材のリサイクル可能率95%以上
+ 車体工業会における「環境負荷物質自主取組基準」を満たしている
+ ISO14001やエコアクション21など第三者機関による環境認証取得工場に生産

環境にやさしい動くクルマに付きます。
環境基準適合ラベル

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

私たちは持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

環境省ホームページ「環境ラベル等データベース」へ登録され掲載されています。https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/a04_48.html

一般社団法人 日本自動車車体工業会
Japan Auto-Body Industries Association Inc.
東京都港区芝大門1丁目1番30号 日本自動車会館15階 TEL(03)3578-1681 FAX(03)3578-1684

相棒は、大切に作るもんだ。

純正ブランドメーカーとの直接取引/
愛車に優しい低燃費フィルター
最高の製品をベストプライスで!!

ピーコックエレメント製造株式会社

技術で夢を"カタチ"にする会社

〒140-0004 東京都品川区南品川4-15-4
TEL) 03-3458-0891
Mail) info@pgf-japan.com
HP) https://www.pgf-japan.com/

「健康職場づくり」事業者訪問

いきいきと働くことのできるトラック運送業界を目指して

体と心の両面から健康づくりを推進 外部機関の効果的活用により働きやすい職場へ

従業員が健康で長く働くことのできる職場づくりは、会社の事業を継続・発展させていくための最も重要な取り組みのひとつであるといえます。しかしながら、近年我が国において過労死等が多発して大きな社会問題となっているなど、職場におけるメンタルヘルス対策や、過重労働による健康障害防止対策は、重要な

課題となっています。そこで、当企画では「健康職場づくり」に積極的に取り組んでいるトラック運送事業者の事例などを紹介していきます。

今回は、愛媛県四国中央市の有限会社川滝運送(福濱亮 代表取締役)における取り組みです。

また、感染症予防対策として、20年ほど前からインフルエンザワクチン接種費用を全額同社の負担としているほか、インフルエンザが流行する冬の寒い時期でも手洗いを励行するために、外にお湯が出る手洗い場を設置した。これは、新型コロナウイルス感染症が流行した時にも多くのドライバーに活用されたとい

さらに、睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策として、愛媛県協が実施している助成制度を活用しながら、ドライバーに定期的なスクリーニング検査を受診させているほか、月例ドライバーミーティングの中で、フレイル検査も実施している。フレイルとは、身体的機能や認知機能が徐々に低下しつつある状態であり、放置しておくとなかなか必要な状態にもなりかねない。

「以前、体調を崩して当社を退職しようと考えていた従業員がいましたが、地域産業保健センターの保健師からのアドバイスをもとに、傷病手当などを活用しながら治療を受けて、復帰後も荷役作業のない職種に変更し、現在も働き続けています。また、がんに罹った従業員もいましたが、治療を続けながら働き、現在は寛解状態になっています。従業員の退職にも繋がりにくい病気に直面した際の確かな対応は、様々な外部機関との繋がりがあつたからこそ得られたものだと考えています」(同)

第28回 有限会社川滝運送(愛媛県四国中央市) 先輩ドライバーを亡くした喪失感を背景に 従業員の健康づくりを積極的に推進



福濱 亮 代表取締役

川滝運送は、乳製品や牛乳の原料となる生乳を輸送するほか、雑貨輸送を手がけている運送会社である。

福濱社長がまた新人ドライバーだった35年ほど前、仕事を教えてもらっていた先輩ドライバーが急に体調を崩して入院した。そのドライバーは、以前から健康診断を受けていたにもかかわらず、入院してから2週間後に亡くなった。福濱社長は、当時若輩者の自分を親身に支えてくれた先輩ドライバーを病気で亡くしてしまつたことに、大きな喪失感を覚えた。こうした出来事が、後年同社が従業員の健康づくりに取り組む始める背景にあつたという。

また、24年には同社に(独)労働者健康安全機構(JOHAS)の地域窓口であり、小規模事業者の事業者や労働者向けの健康相談や保健指導を行う地域産業保健センターの職員が訪問し、健康づくりに関する様々な助言が得られた。さらに26年に開催された愛媛県トラック協会(御手洗安会)の健康づくり講習会で、県に所属する保健師との縁ができたこと、従業員対象の「健康セミナー」や健康相談を気軽に受けられるようになり、従業員の健康づくりへの取り組みを一層強化することができた。

同社が健康づくりへの取り組みを進めている中、課題となつていきます。そこで、当企画では「健康職場づくり」に積極的に取り組んでいるトラック運送事業者の事例などを紹介していきます。

「当社では宣言を行う前から、全日本トラック協会が作成した『トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル』(二次元コード)に基づいた取り組みを行つてきました。こうした下地があつたからこそ、スムーズな認定取得に繋がつたと思えます」(福濱社長)

「当社では宣言を行う前から、全日本トラック協会が作成した『トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル』(二次元コード)に基づいた取り組みを行つてきました。こうした下地があつたからこそ、スムーズな認定取得に繋がつたと思えます」(福濱社長)

「以前、体調を崩して当社を退職しようと考えていた従業員がいましたが、地域産業保健センターの保健師からのアドバイスをもとに、傷病手当などを活用しながら治療を受けて、復帰後も荷役作業のない職種に変更し、現在も働き続けています。また、がんに罹った従業員もいましたが、治療を続けながら働き、現在は寛解状態になっています。従業員の退職にも繋がりにくい病気に直面した際の確かな対応は、様々な外部機関との繋がりがあつたからこそ得られたものだと考えています」(同)

「以前、体調を崩して当社を退職しようと考えていた従業員がいましたが、地域産業保健センターの保健師からのアドバイスをもとに、傷病手当などを活用しながら治療を受けて、復帰後も荷役作業のない職種に変更し、現在も働き続けています。また、がんに罹った従業員もいましたが、治療を続けながら働き、現在は寛解状態になっています。従業員の退職にも繋がりにくい病気に直面した際の確かな対応は、様々な外部機関との繋がりがあつたからこそ得られたものだと考えています」(同)

長年の医療従事経験を基に社内での施術を実施 感染症やSAS・フレイル対策も強化

同社における健康づくりのポイントは、「体と心の両面から健康づくりに取り組む」ことである。

①体の健康づくり
福濱社長の妻は、長年にわたる医療従事経験から様々な施術方法を身に付けており、これまでに同社のドライバーの健康づくりに活かしている。

体のアンバランスによる起る関節や筋肉の腫れ・痛みなどの改善を図るため、スパイラル状態の施術を「スパイラルテーピング療法」や、頭部にあるツボや経

脈路に触れて脳を癒す「アクセスバース」、眼球をオイルに浸すことで疲れ目やドライアイなどの目への効果が期待できる「ネトラバース」などの施術を行っている。

同社では令和5年2月、同社の敷地内に施術のための施設「グリーン」を開設した。これは、服を脱いで施術を受けることに抵抗感があつた従業員からの要望を受けて開設したもので、心を落ち着かせながら施術が受けられるように、室内の壁面には森を描いた絵画が飾られてい

「以前、体調を崩して当社を退職しようと考えていた従業員がいましたが、地域産業保健センターの保健師からのアドバイスをもとに、傷病手当などを活用しながら治療を受けて、復帰後も荷役作業のない職種に変更し、現在も働き続けています。また、がんに罹った従業員もいましたが、治療を続けながら働き、現在は寛解状態になっています。従業員の退職にも繋がりにくい病気に直面した際の確かな対応は、様々な外部機関との繋がりがあつたからこそ得られたものだと考えています」(同)

「以前、体調を崩して当社を退職しようと考えていた従業員がいましたが、地域産業保健センターの保健師からのアドバイスをもとに、傷病手当などを活用しながら治療を受けて、復帰後も荷役作業のない職種に変更し、現在も働き続けています。また、がんに罹った従業員もいましたが、治療を続けながら働き、現在は寛解状態になっています。従業員の退職にも繋がりにくい病気に直面した際の確かな対応は、様々な外部機関との繋がりがあつたからこそ得られたものだと考えています」(同)

熱中症予防に必要な「従業員への意識づけ」 「みんなで助け合う」会社風土が醸成

同社では、「熱中症に對する従業員への意識づけ」を重要視しながら、熱中症対策を進めてきた。

まず、同社では夏になるとスポーツドリンクを提供し、水分補給の励行に努めている。また、牛乳の配送先は冷蔵庫であること、そして車内はエアコンが効いていること、車外との温度差によつて体へのダメージが大きくなる。そのため、同社では「熱中症予防カード」をドライバーに配布し、体の不調を感じた際には

「以前、体調を崩して当社を退職しようと考えていた従業員がいましたが、地域産業保健センターの保健師からのアドバイスをもとに、傷病手当などを活用しながら治療を受けて、復帰後も荷役作業のない職種に変更し、現在も働き続けています。また、がんに罹った従業員もいましたが、治療を続けながら働き、現在は寛解状態になっています。従業員の退職にも繋がりにくい病気に直面した際の確かな対応は、様々な外部機関との繋がりがあつたからこそ得られたものだと考えています」(同)

「以前、体調を崩して当社を退職しようと考えていた従業員がいましたが、地域産業保健センターの保健師からのアドバイスをもとに、傷病手当などを活用しながら治療を受けて、復帰後も荷役作業のない職種に変更し、現在も働き続けています。また、がんに罹った従業員もいましたが、治療を続けながら働き、現在は寛解状態になっています。従業員の退職にも繋がりにくい病気に直面した際の確かな対応は、様々な外部機関との繋がりがあつたからこそ得られたものだと考えています」(同)

「以前、体調を崩して当社を退職しようと考えていた従業員がいましたが、地域産業保健センターの保健師からのアドバイスをもとに、傷病手当などを活用しながら治療を受けて、復帰後も荷役作業のない職種に変更し、現在も働き続けています。また、がんに罹った従業員もいましたが、治療を続けながら働き、現在は寛解状態になっています。従業員の退職にも繋がりにくい病気に直面した際の確かな対応は、様々な外部機関との繋がりがあつたからこそ得られたものだと考えています」(同)

外部機関の活用 同社では様々な外部機関を有効的に活用しながら、従業員の健康づくりに取り組む効果を高める

まず、地域産業保健センターからは、健診結果に基づいた健康管理について産業医からアドバイスを受けている。

また、同社では地元のエリアの包括支援センターの利用促進

「以前、体調を崩して当社を退職しようと考えていた従業員がいましたが、地域産業保健センターの保健師からのアドバイスをもとに、傷病手当などを活用しながら治療を受けて、復帰後も荷役作業のない職種に変更し、現在も働き続けています。また、がんに罹った従業員もいましたが、治療を続けながら働き、現在は寛解状態になっています。従業員の退職にも繋がりにくい病気に直面した際の確かな対応は、様々な外部機関との繋がりがあつたからこそ得られたものだと考えています」(同)

「以前、体調を崩して当社を退職しようと考えていた従業員がいましたが、地域産業保健センターの保健師からのアドバイスをもとに、傷病手当などを活用しながら治療を受けて、復帰後も荷役作業のない職種に変更し、現在も働き続けています。また、がんに罹った従業員もいましたが、治療を続けながら働き、現在は寛解状態になっています。従業員の退職にも繋がりにくい病気に直面した際の確かな対応は、様々な外部機関との繋がりがあつたからこそ得られたものだと考えています」(同)

「以前、体調を崩して当社を退職しようと考えていた従業員がいましたが、地域産業保健センターの保健師からのアドバイスをもとに、傷病手当などを活用しながら治療を受けて、復帰後も荷役作業のない職種に変更し、現在も働き続けています。また、がんに罹った従業員もいましたが、治療を続けながら働き、現在は寛解状態になっています。従業員の退職にも繋がりにくい病気に直面した際の確かな対応は、様々な外部機関との繋がりがあつたからこそ得られたものだと考えています」(同)



同社では協会けんぽが提供するオンラインによる「健康づくり講座」を活用し、従業員の健康づくりに取り組んでいる。



施術のための施設「グリーンフィール」

「以前、体調を崩して当社を退職しようと考えていた従業員がいましたが、地域産業保健センターの保健師からのアドバイスをもとに、傷病手当などを活用しながら治療を受けて、復帰後も荷役作業のない職種に変更し、現在も働き続けています。また、がんに罹った従業員もいましたが、治療を続けながら働き、現在は寛解状態になっています。従業員の退職にも繋がりにくい病気に直面した際の確かな対応は、様々な外部機関との繋がりがあつたからこそ得られたものだと考えています」(同)

「以前、体調を崩して当社を退職しようと考えていた従業員がいましたが、地域産業保健センターの保健師からのアドバイスをもとに、傷病手当などを活用しながら治療を受けて、復帰後も荷役作業のない職種に変更し、現在も働き続けています。また、がんに罹った従業員もいましたが、治療を続けながら働き、現在は寛解状態になっています。従業員の退職にも繋がりにくい病気に直面した際の確かな対応は、様々な外部機関との繋がりがあつたからこそ得られたものだと考えています」(同)

「以前、体調を崩して当社を退職しようと考えていた従業員がいましたが、地域産業保健センターの保健師からのアドバイスをもとに、傷病手当などを活用しながら治療を受けて、復帰後も荷役作業のない職種に変更し、現在も働き続けています。また、がんに罹った従業員もいましたが、治療を続けながら働き、現在は寛解状態になっています。従業員の退職にも繋がりにくい病気に直面した際の確かな対応は、様々な外部機関との繋がりがあつたからこそ得られたものだと考えています」(同)

「以前、体調を崩して当社を退職しようと考えていた従業員がいましたが、地域産業保健センターの保健師からのアドバイスをもとに、傷病手当などを活用しながら治療を受けて、復帰後も荷役作業のない職種に変更し、現在も働き続けています。また、がんに罹った従業員もいましたが、治療を続けながら働き、現在は寛解状態になっています。従業員の退職にも繋がりにくい病気に直面した際の確かな対応は、様々な外部機関との繋がりがあつたからこそ得られたものだと考えています」(同)

2025年5月末以降 業務前自動点呼 解禁直前!

Business Support System 運送業特化型グループウェア
運送業界のDXのトビラを開く

台帳・出退勤・点呼・改善基準告示

※体温計も連動が必須となります

BSS業務前自動点呼連携可能 **OMRON 健太郎**
商品型式: HBP-9030

助成金活用で導入コスト、大幅軽減!

全日本トラック協会 令和7年度 助成額 機器取得費用の1/2、上限5万円
血圧計導入促進助成事業
(各都道府県トラック協会の会員である中小企業者(資本金3億円以下または従業員300人以下)が対象。)
申し込み、申請期間等の詳細については各都道府県トラック協会まで

資料請求お問合せ **Business Support System** **BSS アネストシステム**
https://bss-cloud.info/bss-cloud/

導入費用 **0**円から
1アカウント

NEW

業務前自動点呼 業務後自動点呼 対面点呼
遠隔点呼 IT点呼 電話点呼

ほんのヒトコマ



またまた新アプリ……!?

法令クイズ

- 【解答】3面に問題
- (教則第6章第4節 悪天候など1-1) 雨の日は視界が悪くなるうえ、窓ガラスが曇ったり、路面が滑りやすくなるなど悪条件が重なり、危険度が高くなる。
 - × (教則第6章第4節 悪天候など1-4) 雨の降り始めの舗装道路はスリップしやすいので注意する。また、工事現場の鉄板、路面電車のレールなども滑りやすくなるので注意が必要である。
 - (教則第6章第4節 悪天候など1-7) 雨の日は、車内のガラスが曇ることが多いので、デフロスターを使ったり、側面ガラスを開けるなどして、曇りを防ぐ。
 - (教則第6章第4節 悪天候など3-2) 霧のときは、危険を防止するために、必要に応じて警音器を使用する。
 - × (教則第7章第2節 走行上の注意2-5) 雨の中を高速で走行しているときに、タイヤが浮いて、ハンドルやブレーキが効かなくなることをハイドロプレーニング現象という。

あなたの健康づくりをサポートします! (保健事業)

健康の保持・増進は、日々の健康づくりが重要です! 協会けんぽでは、皆さまの健康のためにさまざまな保健事業を行っています。

【コラボヘルス】
事業主の皆さまとの連携で従業員の健康を守る!
協会けんぽでは、事業主特有の健康課題を把握できるよう、事業主単位での健康診断や健康診断の実施率等を数値やグラフ、リーダーボード等で見える化した「事業主カルテ」や、事業所の規模・業種等に応じて業種別の「健康度カルテ」を提供しています。
また、事業主と協会けんぽが連携して、職場の健康課題の解決等に取組む「健康宣言」を積極的に推進しています。事業所の健康づくりを協会けんぽがサポートいたします。

【健康】
年に1回、忘れずに!
糖尿病など生活習慣病は、早期には自覚症状がなく、症状が現れたときにはすでに進行しているというケースが少なくありません。健康診断を受けることで、自分自身の生活習慣を振り返り、改善に取り組むきっかけとなります。
また、早期に病気を発見し、早期治療につなげることが出来ます。
生活習慣病予防健診
[35歳以上の被保険者(ご本人)が対象]
生活習慣病予防健診に追加できる健診
・付加健診: 乳がん検診、子宮頸がん検診、眼底検査、聴覚検査
・特定健康診査
[40歳以上の被保険者(ご家族)が対象]

【特定保健指導】
生活習慣病予防のための健康サポート!
健康診断を受けた後、健診結果をご確認いただき、生活習慣の改善が必要な方は、適切な運動やバランスの良い食事、禁煙等の生活習慣の改善に取り組むことが大切です。
生活習慣の改善が必要な方には、健診に関するセルフケアプログラムをご用意。健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士等が寄り添い、生活習慣の改善に向けたサポートいたします。

【未治療者に対する受診勧奨】
健診において、血圧値、空腹血糖値(※)が正常範囲外(※)と判定され、医師健診が必要とされた方には、医師健診への受診をお勧めする案内を、ご自宅へお送りします。

2 JOHASの「産業保健総合支援センター」 「地域産業保健センター」

JOHASでは、産業医、産業看護職、衛生管理者等の産業保健関係者を支援するとともに、事業主等に対し職場の健康管理への啓発を行うことを目的に、全国47都道府県に「産業保健総合支援センター」を設立しています。

① 産業保健関係者に対する専門的研修等
② 産業保健関係者からの専門的相談対応
③ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
④ 治療と仕事の両立支援
⑤ 産業保健に関する情報提供・広報啓発
⑥ 事業主・労働者に対する啓発セミナー

3 連携可能な事業場外資源の例

厚生労働省が取りまとめた「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」事業場における労働者の健康保持増進のための「次元コード」では、専門的な知識を有する事業場外機関、地域資源、専門家などといった事業場外資源を活用して事業場における健康保持増進策を進めることを推奨している。特に、産業医などの配置がない場合や、事業場内だけでは必要な体制構築が難しい場合は、表のような事業場外資源を積極的に活用することが有効である。

機関名	受けられるサービス
労働衛生機関	労働安全衛生法に基づく健康診断、保健指導、産業医による職場改善指導などを受けられる
中央労働災害防止協会	高齢者の健康確保や転倒防止などのセミナー、心理相談担当者などの養成研修のほか、職場の健康管理の最新の知見や技術習得のための研修を受けられる。また、社内研修のための講師派遣も受けられる
スポーツクラブなど	サービスとして提供している運動施設、運動プログラムなどを活用することで、労働者の運動・スポーツを通じた健康づくりに活用できる
医療保険者	医療保険者(健康保険組合、全国健康保険協会(協会けんぽ)など)が保有する特定健診や受診状況などのデータを活用することで、効果的に労働者の健康課題を把握することができる。産業保健スタッフの派遣や健康づくりイベントの開催などを実施している場合もある
地域の医師会、歯科医師会	地域の専門医を紹介してもらい、労働者の健康課題や健康保持増進対策について専門的な視点から助言・支援を受けられる
地方公共団体、保健所	健康関係のセミナーや運動・スポーツを通じた住民の健康づくりなどを実施しており、これを活用できる
産業保健総合支援センター、地域産業保健センター	専門スタッフによる産業保健に関する相談支援のほか、産業保健関係者を対象とした研修の受講や講師の派遣を受けられる

(出典)「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」事業場における労働者の健康保持増進のための「次元コード」厚生労働省

1 協会けんぽの「保健事業」

協会けんぽは、主に中小企業を対象とした医療保険を運営し、「働く心」の医療保険の最後の受け皿として、加入する従業員とその家族に安心を提供することを使命としている。

協会けんぽでは、従業員の健康のため、様々な保健事業(図)を行っている。

①生活習慣病予防健診における付加健診対象年齢の拡大等
付加健診は、腹部超音波検査や眼底検査等を含む。

②特定保健指導
生活習慣病予防のための健康サポート!

③事業主健診データの提供

「コラボヘルス」「健診」「特定保健指導」を通じ 従業員の健康づくりをサポート

協会けんぽが実施している生活習慣病予防健診は、6年度からは従来の40歳から50歳に拡大し、55歳、60歳、65歳、70歳も対象年齢に追加している。

また、健診実施率の向上のため、5年度から生活習慣病予防健診等の自己負担を大幅に軽減している。

協会けんぽが実施している生活習慣病予防健診は、6年度からは従来の40歳から50歳に拡大し、55歳、60歳、65歳、70歳も対象年齢に追加している。

また、健診実施率の向上のため、5年度から生活習慣病予防健診等の自己負担を大幅に軽減している。

「小規模事業場向け 産業医活動支援モデル事業」を開始

「(独)労働者健康安全機構(JOHAAS)」では、一部の地域産業保健センター(地産保)において、労働者数50人未満規模の事業場を対象に、職場巡視や健診結果に対する医師による意見聴取をパックに提供する「小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業」を開始する。

この事業は、労働者健康安全機構(JOHAAS)が実施している。一部地域産業保健センター(地産保)において、労働者数50人未満規模の事業場を対象に、職場巡視や健診結果に対する医師による意見聴取をパックに提供する「小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業」を開始する。

ドライバーの「体」と「心」の健康が 物流を持続可能なものにする

様々な支援を活用して従業員の健康づくりに取り組みましょう!

全国健康保険協会(協会けんぽ)および(独)労働者健康安全機構(JOHAAS)厚生労働省所管法人では、従業員の健康づくりに資するために、事業者向けの様々な支援を行っている。ここでは、団体が行う主な支援内容を紹介する。併せて、従業員の健康保持増進に活用できる、専門的な知識を有する事業場外機関、地域資源、専門家などといった事業場外資源についても紹介する。

2 特定保健指導の積極的な利用

特定保健指導の積極的な利用
健診の結果、生活習慣の改善が必要な人に特定保健指導を実施している。特定保健指導では、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士等が寄り添い、生活習慣の改善に向けた取り組みをサポートする。

3 ストレスチェックに係る高ストレス者や長時間労働者に対する面接指導

面接指導の実施
地域産業保健センターの活用には、事前の申し込みが必要。また、総括産業医(企業内の事業場の産業保健活動について総合的に指導を行う産業医)がいる小規模事業場(次元コード)を参照。

天然ガス自動車は

物流分野のエネルギーに関する課題解決に貢献します

環境改善やエネルギーセキュリティの向上等に貢献する天然ガス自動車は、我が国では実用性の高い石油代替エネルギー車として、トラックをはじめ幅広い用途で普及しています。日本ガス協会は、使命感を持って、天然ガス自動車の普及拡大に取り組んで参ります。

自動車を取り巻く課題

運輸部門の高い石油依存度
CO₂などの温室効果ガスによる地球温暖化
NO_x・PM等による大気汚染

天然ガス自動車の普及拡大に向けて

長距離・都市間をつなぐ大型天然ガストラックを軸とし、運輸部門への普及に向けた取り組みを推進

都市間輸送の環境改善に貢献する大型天然ガストラック

写真提供: いすゞ自動車株式会社

天然ガス自動車

石油代替エネルギーとしてエネルギーセキュリティの向上に貢献
CO₂排出量削減
環境にやさしく、ポスト・ポスト新長期規制値を大幅にクリア

一般社団法人 日本ガス協会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-12 TEL: 03-3502-0215 https://www.gas.or.jp/ngvj/

あなたは解ける!!

クロスワードを解いて二重枠に入った文字をAから順に並べてできる言葉は何でしょうか?

ヨコのカギ

- 手信号のことをハンド○○○とも言います
- あえは山椒の○○○を使います
- アーチェリーはこれの一種
- 製鉄やラグビーでも有名な岩手県の市
- マスカット デラウェア
- これがピカッと輝くと、そのあとゴロゴロときます
- 5月をこう言うことも。○○○晴れ、○○○賞
- 眼鏡じゃなくて○○○○○レンズにしています
- 今日は暑いから○○○○を入れるよう
- 赤い丸に×が書いてある道路標識があったら駐車も○○○もダメ
- 今日は暑いからホットじゃなくて○○○コーヒーにしよう

タテのカギ

- Rが小さいコーナー。いろは坂には48の○○○○○○○があります
- おちよこより一度にたくさん呑めます
- 角行は○○○に進む大駒
- 赤い丸の中に数字が書いてある道路標識は、○○○○速度を示しています
- 訪れた芸能人の○○○が飾ってあるお店も多いですね
- 愛媛県の昔の名前。○○○カン
- 読みにくい漢字にふります
- トラックの基本2速○○○○
- 大根のキムチ
- ヨコの物を○○にもしない
- コートや舞台を観客席がぐるぐる回っているタイプの競技場や劇場
- 作品を創るときを考え
- それなりの年齢。○○○○して何をやってるんだ
- トラック○○○○○○はトラックドライバーの休憩所。略称はTS

バス制作: ニコリ

